

仙台市復興推進計画（案）

平成25年 月 日
宮城県仙台市

1. 計画の区域

仙台市

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大地震・大津波により、本市は甚大な被害を受けた。地域経済を支える市内の企業が大きな被害を受け、商工業の被害総額は2千億円超となった。また、広範囲にわたり物流網が被災し、サプライチェーンが分断されたことによって様々な物資供給が滞り、被災者支援等の災害対応をはじめとして、市民の日常生活や企業の経済活動に大きな支障が生じた。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本市は、都市全体としての物流の効率化、円滑化及び適正化を図るとともに、災害時の支援を想定した企業などによる地域を超えた連携の取り組みを推進し、大震災に対応しうる防災体制を構築するため、本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保に資する企業の体制強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の流通機能の強化及び災害時における物流確保のための中核的な役割を担う企業の設備投資を支援し、その体制強化に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地する仙台コカ・コーラボトリング株式会社が、震災で全壊した物流拠点を再整備するため、扇町において新設する物流センターに対して資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、震災後に策定した「仙台市震災復興計画」において、都市全体の災害対応力の向上に向け、企業の防災力の強化を推進しているほか、「仙台市都市計画マスタープラン」においては、「大震災への備えとして防災機能を高めるため、都市全体として流通・業務機能の強化」を推進している。

また、災害時における物流確保に向けた取り組みの一環として、本市は、仙台コカ・コーラボトリング株式会社と「災害時における救援物資等の提供に関する協定」を締結しており、災害時に物資の提供や飲料水の優先的な供給を受けることとなっている。

今般、仙台コカ・コーラボトリング株式会社が新設する物流センターは、年間約400万ケースの飲料水等を蔵王工場をはじめとする周辺の生産工場から集荷し、本市を中心とする周辺の広域エリアに出荷する予定であり、停電時に備え、自家発電設備や太陽光パネルを設置し、災害時においても安定的な物資の供給が確保されるよう配慮されている。また、当該施設は、国道45号線と国道4号線に面した場所に位置し、仙台商圏の物流・配送拠点として好立地に整備されることから、平時における流通の効率化のみならず、災害時における円滑な被災地への物資の供給が可能となるものである。

なお、仙台コカ・コーラボトリング株式会社の行う飲食料品卸売業は、本市の全卸売・小売業の年間販売額の20.2%を占める産業であり、本件施設から出荷される飲料水等の年間出荷額は約80億円、施設の設備投資規模も12億円と同業種の設備投資額の平均（5億円程度）と比較しても大規模な事業となっている。

上記のとおり、当該施設は、本市の流通機能強化及び災害時における物流確保に必要な立地条件、事業規模、災害時のバックアップ機能などを有しており、本市の流通機能強化及び災害時における物流確保に関する計画の推進及び災害時の救援物資の供給に関する協定に基づく物資の供給確保に資する施設である。

このため、当該施設の整備を行う事業は、目標に掲げた本市における流通機能の強化及び災害時における物流の確保の推進に必要な中核的事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第7号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

株式会社山形銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、「仙台市震災復興計画」等において本市が目指す復興の方向性に合致する取組であり、物流の効率化、円滑化及び適正化を図り、本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保を推進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、仙台市、株式会社日本政策投資銀行、株式会社山形銀行、対象企業を構成員に含む仙台市復興推進協議会 利子補給金活用検討分科会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。

また、法第4条第3項に基づき、宮城県からの意見聴取を行った。